

=帯広市立開西小学校 いじめ防止基本方針=

=いじめの定義=

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省)

## 1. いじめ防止などの対策に関する基本的な方針

【基本理念】・・・いじめは悪いこと

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活が送れるように、保護者その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（略称：I=アイ委員会）を設置する。

《構成員》

校長、教頭、担任、学年団、養護教諭、生徒指導部担当

《活動》

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
  - ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
  - ・教職員の共通理解と意識啓発
  - ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
  - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
  - ・発見されたいじめ事案への対応

《開催》

- ①月1回の定例職員会議を定例会とする。  
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- ②いじめ事案発生時は、緊急開催する。

## 3. いじめの防止等に関する措置

## (1) いじめの防止

児童と児童・児童と教職員・児童と保護者、地域の人間的ふれあいを基本とする

- ①学級
  - ・自己有用感が得られる学級づくり 等
- ②授業時間
  - ・学びの約束（学習常規）の定着
  - ・授業づくり（わかる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業）
  - ・校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上
  - ・道徳の時間、学級活動の時間での指導
  - ・教師に不適切な指導がないように細心の注意 等
- ③学校行事
  - 縦割り活動（異学年交流→ 運動会、集会） 等
- ④児童会活動
  - 各種集会、読み聞かせ、あいさつ運動、廊下歩行呼びかけ 等
- ⑤地域との交流
  - 水辺学習、図書ボランティア「おひさまの会」、ららクラブ 等
- ⑥落ち着いた（しっとりした）学校風土
  - 決まりを守る指導、褒める指導 等
- ⑦保護者、地域の協力
  - 懇談会、学校だより、学級だより、HP、メール配信等による啓発
  - インターネット等情報モラルの啓発 等

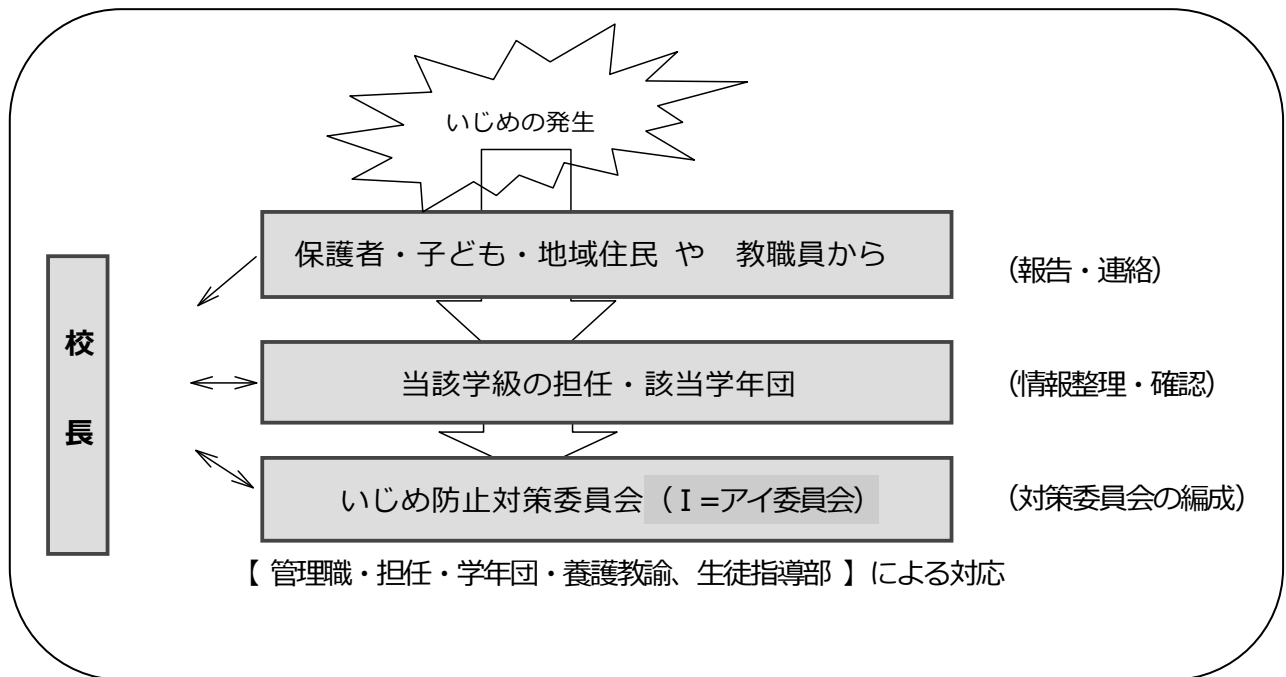
## (2) いじめの早期発見

- ①いじめの調査等
  - 児童対象いじめアンケート調査 6月、11月、2月
- ②教職員による児童観察
  - 日常のささいな変化への気づき、情報の共有、速やかな対応…記録の収集
- ③保護者、地域による児童観察
  - 生活に変化はないか
  - 学校へ連絡していただける信頼関係の構築が基本
- ④いじめ電話相談等 いじめ相談窓口の周知
  - カードの配布、説明 等

## (3) いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかに「いじめ防止対策委員会（I＝アイ委員会）」に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

#### 4. いじめ発生時の校内体制〔いじめ防止対策委員会（I=アイ委員会）の体制〕



=重大・緊急いじめ対応=

- いじめ防止対策委員会（I=アイ委員会）…情報収集（アンケート、聞き取り等）  
指導体制の確認（委員会編成、指導方針の決定）  
関係機関との連携（市教委・警察・児相等）  
心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー  
心の教室相談員、市教委教育相談員等）

- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援

#### 5 学校基本方針のPDCAサイクル

- 4月 本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 7月 第1回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 8月 改善点の確認
- 12月 第2回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 1月 改善点の確認
- 2月 活動の評価と次年度の計画（年度末反省等の中で）